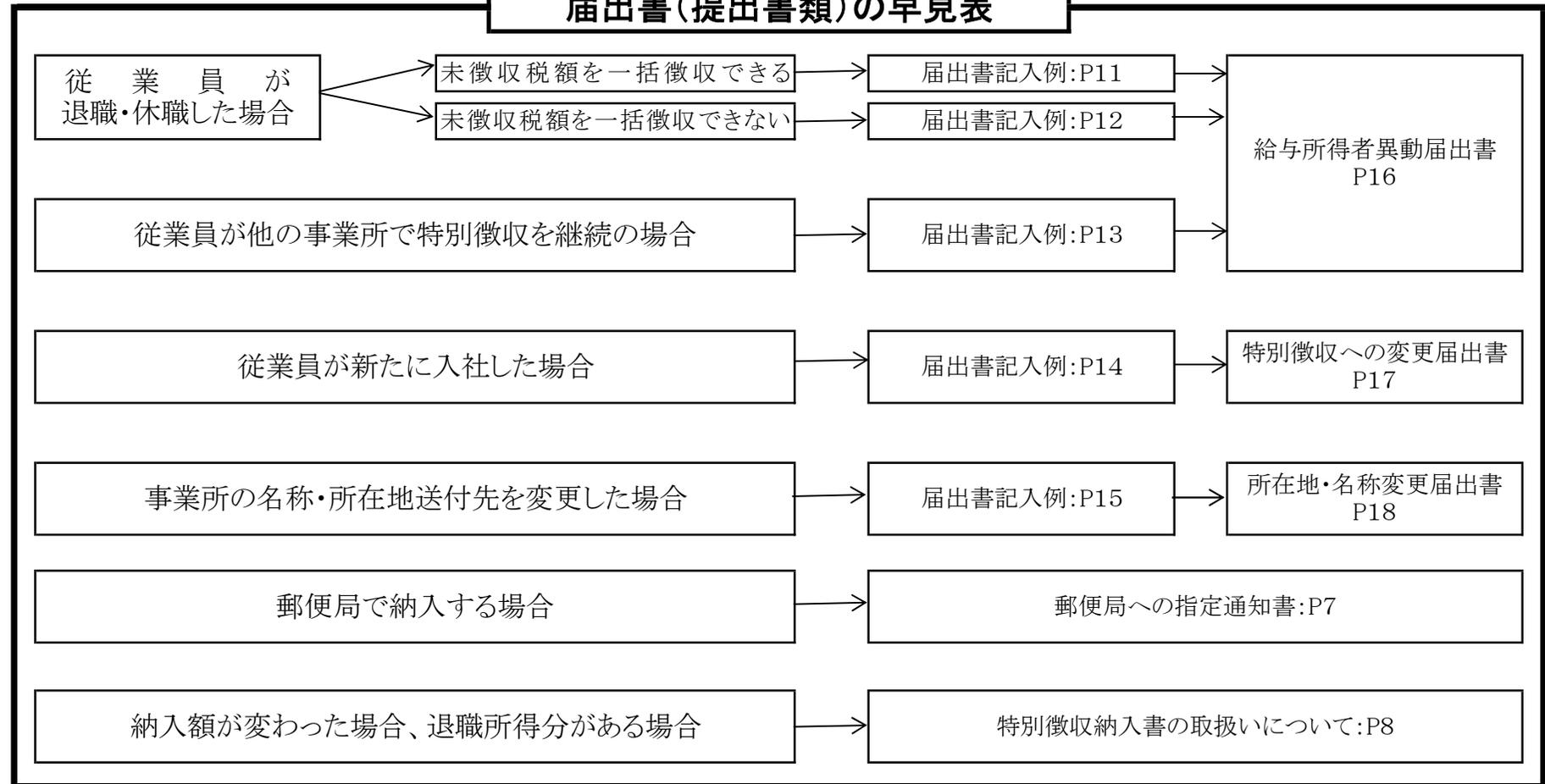


特別徴収義務者様

# 令和6年度 市民税・県民税 給与所得等に係る特別徴収のしおり

## 届出書(提出書類)の早見表



防府市役所

課税課市民税係

山口県防府市寿町7番1号(〒747-8501)

電話(0835) 25-2170(直通)

## はじめに

市・県民税の特別徴収につきまして、平素から格別の御配慮と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の市・県民税につきまして、地方税法第321条の4第1項並びに防府市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定させていただきました。

特別徴収の事務を少しでも容易に進めていただくために、この“**しおり**”を御一読いただき、日常事務の手引きとして御活用ください。

なお、指定番号について、令和3年1月より**7桁**の番号に変更しています。  
令和2年度当初通知の番号とは異なりますので、届出書への御記入の際は、お間違えの無いようお願い申し上げます。



# 目 次

1	市・県民税の特別徴収について……………	4・5	6	給与支払報告書・特別徴収に係る 給与所得者異動届出書 記載要領 ……	10
2	eLTAX(エルタックス)による地方税の電子申告等について	6		” 記入例1(一括徴収)……………	11
3	金融機関の指定について……………	7		” 記入例2(普通徴収) ……	12
4	特別徴収納入書の取扱いについて……………	8		” 記入例3(特別徴収継続)……	13
5	特別徴収に係る各種届出について ……	9		市民税・県民税 特別徴収への変更届出書 記入例……	14
				特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 記入例	15
				<b>給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者……</b>	<b>16</b>
				<b>異動届出書</b>	
				<b>市民税・県民税 特別徴収への変更届出書……</b>	<b>17</b>
				<b>特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書……</b>	<b>18</b>

# 1 市・県民税の特別徴収について

## 1 特別徴収の制度

当市から特別徴収税額通知書を交付した納税者(給与所得者)の納付すべき市・県民税を、特別徴収義務者(給与支払者)が毎月の給与支払いの際にこれを徴収し、一括して市に納入する制度です。

## 2 月割額の徴収方法

令和6年6月分から翌年5月分までの毎月の給与支払いの際、各人の月々の納付額を徴収(給与引去)してください。

なお、100円未満の端数が出る場合は最初の月分に繰り入れてあります。

## 3 納入方法

徴収した市・県民税は、**翌月の10日まで**(その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは金融機関の翌営業日)に、納入書に記載されている当市指定の金融機関で納入してください。

なお、翌月の10日までに納入がない場合は、特別徴収義務者に対して督促状を発行することがありますので、御注意ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、あらかじめ繰り込みの指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局へ御提出ください。

※給与の支払いを受ける方が常時10人未満の事業所につきましては、納期の特例の適用を受けられます。この適用を希望される場合は、申告書を送付いたしますので収納課収納係〔電話(0835)25-2167〕まで御連絡ください。

※令和元年10月より地方税共通納税システムによる電子納税が可能になりました。お手続き方法については、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)を御確認ください。

## 4 納期までに納入されなかったとき

納期限までに完納されないときは、特別徴収義務者に対して延滞金を徴収することがありますので、納付についての御相談は収納課徴収係〔電話(0835)25-2183〕までお早めにお願ひします。

なお、延滞金の計算については、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じて、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

## 5 税額の変更

特別徴収税額を通知後、納税者の所得の更正又は修正等により税額を変更した場合は、当市から特別徴収税額変更通知書を送付いたしますので、その通知に基づき徴収してください(特別徴収税額通知書(納税義務者用)は、該当する各人に交付してください)。

## 6 普通徴収から特別徴収への変更について

普通徴収(個人で納付)で市・県民税を納付されている方が、入社等により新たに特別徴収への変更を希望される場合は、事業所より当しおり内の「市民税・県民税 特別徴収への変更届出書」を提出してください。

※令和6年度分市・県民税の特別徴収への切り替えは、**令和7年2月末まで**随時受付しています。

受付期限が過ぎた場合は、特別徴収への切り替えが出来ませんので御注意ください。

※普通徴収で納期限が過ぎたものについては、原則特別徴収への切り替えが出来ませんのでご注意ください。

## 7 納税者の異動

納税者の退職等で特別徴収ができなくなった場合は、異動届出書に必要事項を記入して**翌月の10日まで**に提出してください。

## 8 退職者の取り扱い(一括徴収)

退職等により未納税額が生じる場合は、残額を普通徴収で納付していただくこととなっています。

ただし、以下の場合は退職最後の給与又は退職金から市・県民税残額を一括徴収のうえ、納付をお願いします。

- ・ 特別徴収対象の納税者が、その年の6月1日から12月31日までの間に退職し、本人から一括徴収の申出があった場合。
- ・ 特別徴収対象の納税者が、翌年1月1日以降に退職する場合(本人から申出が無い場合も必ず一括徴収をお願いします)。

## 9 退職所得に係る特別徴収の取り扱い

### (1) 特別徴収・分離課税

従業員が退職し退職金を支払う場合、退職金の支払者が他の所得と分離して、その所得に応じた市・県民税額を算出し、退職金からその税額を差し引いて納入をお願いします。

### (2) 納期限と納入方法

徴収した月の翌月の10日(その日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは金融機関の翌営業日)までに、納入書の退職欄に徴収税額を記載し、納入書記載の金融機関に納入してください。

なお、**納入書裏面の「納入申告書」に、退職金の内訳等の記載も必要**ですので記入漏れに御注意ください。

※令和元年10月より地方税共通納税システムによる電子納税が可能になりました。お手続き方法については、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)を御確認ください。

### (3) 特別徴収されない退職手当

- ① 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるもの
- ② 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人に支給されるもの

### (4) 税額の計算

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right] \times 1/2 \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税6\%} \\ \hline \text{県民税4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市民税額} \\ \hline \text{県民税額} \\ \hline \end{array}$$

(千円未満切捨て) (百円未満切捨て)

以下の条件に該当する場合は、1/2の計算が適用されません。  
・ 特定役員退職手当等で勤続年数が5年以下である場合  
・ 役員等以外で、勤続年数が5年以下の方の300万円を超える部分のある場合  
※詳しくは国税庁ホームページ

### (5) 退職所得控除額の計算(所得税の場合と同じです)

勤続年数	算式
20年以下の場合	40万円×勤続年数 [80万円に満たないときは80万円]
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。(例:15年3ヶ月→16年)

※障害者となったことにより退職した場合には、上記の計算により算出した、退職所得控除額に更に100万円を加えます。

### (6) 特別徴収票の交付等

特別徴収票(市長及び税務署長に必ず提出が必要)は、3部複写で作成の上、退職後1ヶ月以内に市長及び税務署長に1部ずつ提出し、残りの1部を退職者に交付します。(提出の必要がない場合は1部を作成して退職者に交付します。)

※これは所得税の「退職所得の源泉徴収票」と同一のもので、用紙は税務署で交付します。

## 2 eLTAX(エルタックス)による地方税の電子申告等について

防府市では、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」による電子申告サービスを行っています。

### 1 eLTAXとは

eLTAXとは、地方税に関する手続きを、インターネットを利用して電子的に行うためのシステムです。地方公共団体で組織する地方共同法人「地方税共同機構」が運営しています。

### 2 eLTAXのメリット

- ・窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からインターネットを利用して、簡単に地方税に関する申告・届出・納税ができます。
- ・複数の地方公共団体への申告を一度に行うことができます。
- ・eLTAX用無料ソフト「PCdesk」を使用すれば、簡単に申告書が作成できます。  
また、市販のeLTAX対応税務・会計ソフトで作成したデータがそのまま利用できます。

### 3 利用可能な届出・手続等

- ・給与支払報告書
- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への変更届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・地方税共通納税システムによる電子納税

### 4 利用方法

電子申告を利用できるパソコンの準備や、電子証明書の取得、利用届出等の手続きが必要です。  
詳しい内容や手続き等については、下記へお問合せください。

### 5 eLTAXに関するお問合せ先

- 地方共同法人「地方税共同機構」
- ・電話番号 0570-081459(全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。)
  - ・ご利用時間 9:00～17:00(土・日・祝、年末年始を除く)
  - ・eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

## 3 外国人を雇用する事業所の方へ

外国人が退職・帰国(出国)するときには住民税の納め忘れがないよう、事業所の方から以下の手続きを御案内頂きますようお願いいたします。

#### ・残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収(申出がある場合)

※1月～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行う必要があります。

#### ・納税管理人の設定

帰国する方で出国までの間に住民税を納めることが出来ない場合、出国する前に日本に居住する方の中から自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※詳しくは、本市ホームページを御覧ください。【<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/11/gaikokuzinnoukannin.html>】

## 4 特別徴収納入書の取扱いについて

※納入書は、当しおりに添付していません。

### 1 納入書について

令和6年度分(令和6年6月から令和7年5月まで)の納入書のうち、該当月分の納入書を御使用ください。

また、書き損じや破損した場合のために予備の納入書(2枚)があります。予備の納入書は、必ず該当月を記入して御使用ください。

### 2 納入書の記載方法

①支払月、指定番号を御確認ください。また、機器で読み取りますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

②退職、転勤、税額変更等により、印字された税額と異なる金額を納入される場合は、下記のとおり納入金額(1)を横線で消し(訂正印は不要)、納入金額(2)の欄⑦に記入してください。また、退職による一括徴収分は、⑦「給与分(一括徴収分を含む。)」に記入してください。

※納入金額(2)に¥の記号は記入しないでください(正常に処理できない場合があります)。

※分離課税の退職所得に係る市・県民税を納入される際には、納入金額(1)の金額を横線で消し、税額の合計額を納入金額(2)の①「退職所得分」の欄に記入され、裏面の納入申告書に内訳を御記入ください。

※個人事業主の方(法人番号を持たない場合)は、裏面「納入申告書」の「法人番号又は個人番号」欄は記入せずに、空欄で御提出ください。

<給与分のみするとき>

<退職所得分があるとき>

山口県防府市 市県民税 特別徴収 領収証書		
市町村コード 3 5 2 0 6 3	口座番号 01530-1-960041	加入者名 防府市会計管理者
月別 令和6年6月分	指定番号 1234567	納入金額(1) <del>45,000</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分一括徴収分を含む ア 51000	退職所得分
納期限 令和6年7月10日	額 督促手数料	延滞金
	(2)合計額	51000
(特別徴収義務者) 住所 〒747-×××× 又は所在地 防府市〇〇町7番1号 氏名 又は名称 △△株式会社		領収日付印 様

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

(表)

山口県防府市 市県民税 特別徴収 領収証書		
市町村コード 3 5 2 0 6 3	口座番号 01530-1-960041	加入者名 防府市会計管理者
月別 令和6年6月分	指定番号 1234567	納入金額(1) <del>51,000</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分一括徴収分を含む イ 1152000	退職所得分
納期限 令和6年7月10日	額 督促手数料	延滞金
	(2)合計額	1203000
(特別徴収義務者) 住所 〒747-×××× 又は所在地 防府市〇〇町7番1号 氏名 又は名称 △△株式会社		領収日付

上記のとおり領収しました。

個人事業主の方は個人番号を記入せず、金融機関等へ御提出ください。

(裏)

市県民税 納入申告書	
(宛先) 防府市長	(受付印)
6年7月3日提出	
6年6月分	人員 2人
退職手当等 支払金額	億千百万千百十円 57000000
特別徴	市民税 874800
収税額	県民税 277200
(特別徴収義務者) 〒747-×××× 住所 又は所在地 防府市〇〇町7番1号 氏名 又は名称 △△株式会社 法人番号 1234567890123	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

## 5 特別徴収に係る各種届出について

### ○給与所得者異動届出書記載要領

#### 1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払いを受けている者で、特別徴収税額のある者が、給与の支払いを受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月10日(その日が土曜日、日曜日または祝日には翌営業日)までに市長に提出してください。

※届出が遅れると、市の通知等の手続きが遅れたり、一度に納める納付額が多額になる場合があります。

#### 2 「住所」欄には1月1日現在と異動後の住所を記載してください。

なお、異動後の住所が不明の場合は、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

#### 3 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次のとおり記載してください。

令和6年度分(令和6年6月から令和7年5月まで)の納入書のうち、該当月分の納入書を御使用ください。

「2 一括徴収」…退職後、翌年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合。

**※翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合は、申出がなくても必ず一括徴収してください。**

「3 普通徴収」…「1 特別徴収継続」又は「2 一括徴収」に該当しない場合。

#### 4 「2.一括徴収の場合」の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支払い月日を記載してください。

#### 5 「2.一括徴収の場合」の「徴収予定額」欄には、「給与所得者」欄の「(ウ)未徴収税額」の金額を記載してください。

#### 6 「※ 市町村記入欄」には記載しないでください。

#### 7 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄の「個人番号又は法人番号」は、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号又は法人番号を記載してください。 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

#### 8 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

### ◎用紙が不足するときは、コピーを使用されるか、下記要領でダウンロードして使用してください。

「防府市 課税課」と検索→課税課ホームページトップ→「市・県民税」→市県民税関係の「様式ダウンロード」に各種掲載しています。

【防府市ホームページアドレス・・・<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminnzeidownload2.html>】

### ○給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち、特別徴収税額がない者で、4月1日現在において、給与の支払いを受けなくなった者がいる場合は、4月15日までに市長に提出してください。

# 6 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載要領

税額通知に記載してある年税額を記入してください。

給料から引去りして徴収した月及び納入額の合計額を記入してください。

給料から引去りできなくなった税額の合計を記入してください。

転勤・退職等の年月日を記入してください。

納税通知書に記載してある7桁の指定番号を記入してください。

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(宛先) 防府市長		所在地	特別徴収義務者指定番号			
令和 年 月 日 提出		フリガナ	連 絡 先			
給与支払者		氏名又は名称	所 属			
特別徴収者		個人番号又は法人番号	氏 名			
			電 話 ( ) - 内線 ( )			
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 の 事 由	
氏 名		月 月	月 月	年 月 日	異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日 T・S・H 年 月 日		月 月	月 月	年 月 日	1. 特別徴収継続	
個人番号		月 月	月 月	年 月 日	2. 一括徴収	
受給者番号		月 月	月 月	年 月 日	3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所		円	円	円	右から番号を記入	
異動後の住所		円	円	円	1. 退職・退職等 2. 転勤・退職等 3. 休職・長期欠勤 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	

異動後の住所が不明のときは退職時の住所を記入してください。

該当事項を右から選び記入してください。

新勤務先での徴収開始月を記入してください。

一括徴収される場合は必ず使用される納付書の月を記入してください。

新勤務先の指定番号が分かれば記入してください。

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者指定番号		法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を	
所在地		フリガナ		担当者連絡先	月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
氏名又は名称		氏名		電話	受給者番号	
				内線 ( )		
2. 一括徴収の場合		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、
理由		月 日		円		月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						
2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						

・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。  
 ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。  
 ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例 (P10~13)」を御覧ください。  
 ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収してください。一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。  
 【特別徴収納期限】  
 ◎特別徴収税額の納期限は翌月10日 (土・日・祝日の場合はその翌営業日) です。

※市町村記入欄

◎用紙が不足するときは、本紙のコピーまたは右記アドレスより印刷して御使用ください。【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminzeidownload2.html>】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先) 防府市長		所在地 山口県防府市〇〇町7番1号		特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6 7			
令和 6年 12月 6日提出		フリガナ		担当連絡者先			
給与特別徴収者		氏名又は名称 △△株式会社		所属 総務部 人事課			
		個人番号又は法人番号		氏名 防府太郎			
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 (0835)23-××××			
				内線 ( 100 )			
給与所得者	フリガナ ヤマ グチ ケン ジ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 62,000 円	(イ) 徴収済額 31,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 30,600 円	異動日 R6年 11月 30日	異動の事由 1. 退職・転勤・休職等による退職・長期間欠勤・死亡・支払少額・合併・そのほかの理由	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収 (本人納付)
	氏名 山口県次						
	生年月日 T (S) H 37年 3月 14日						
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
	受給者番号						
	1月1日現在の住所 防府市××町5番8号						
異動後の住所							

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	法人番号	担当者連絡先	所属	氏名	電話	内線 ( )	受給者番号

新しい勤務先へは、月割額 \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 11 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	11月 30日	30,600 円	

- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。
  - ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。
  - ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例 (P10~13)」を御覧ください。
  - ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。
- 【特別徴収納期限】  
◎特別徴収税額の納期限は翌月10日 (土・日・祝日の場合はその翌営業日) です。

※市町村記入欄

## 記入例1

### 一括徴収の場合

◎用紙が不足するときは、本紙のコピーまたは右記アドレスより印刷して御使用ください。【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminnzeidownload2.html>】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
(宛先) 防府市長		所在地		山口県防府市〇〇町7番1号									
令和 6年 10月 6日提出		フリガナ		特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6 7									
給与特別徴収者		氏名又は名称		△△株式会社									
		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載									
		担当連絡先		所属 総務部 人事課									
				氏名 防府 太郎									
				電話 (0835)23-×××× 内線 ( 100 )									
給与所得者	フリガナ	ヤマ グチ ケン ソウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				
	氏名	山口 県 三											
	生年月日	T (S) H 37年 3月 14日											
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
	受給者番号												
	1月1日現在の住所	防府市〇〇二丁目1番2号											
異動後の住所	周南市××町8番10号												
		62,000 円		6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで		R6 年 1 月 9 日 30 日		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号			(新規) 法人番号											
	所在地	〒										担当者連絡先	所属		
	フリガナ											氏名			
	氏名又は名称											電話			

新しい勤務先へは、月割額\_\_\_\_\_円を  
 \_\_\_\_\_月分(翌月10日納入期限分)から  
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 \_\_\_\_\_ 内線 ( )

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	_____月 _____日	
		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____円	

左記の一括徴収した税額は、  
 月分(翌月10日納入期限分)で  
 納入します。

・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。  
 ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。  
 ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例(P10~13)」を御覧ください。  
 ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。  
 【特別徴収納期限】  
 ◎特別徴収税額の納期限は翌月10日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)です。

※市町村記入欄

## 記入例2

## 普通徴収の場合

◎用紙が不足するときは、本紙のコピーまたは右記アドレスより印刷して御使用ください。【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminnzeidownload2.html>】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先) 防府市長		所在地 山口県防府市〇〇町7番1号		特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6 7			
令和 6年 9月 6日提出		フリガナ		△△株式会社			
給与特別徴収者		氏名又は名称		担当連絡者先			
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話 (0835)23-××××× 内線 ( )			
フリガナ ヤマ グチ ケン ジ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
氏名 山口 県次		異動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
生年月日 T (S) H 33年 11月 23日		6 月から 9 月から		R6 年 2		1. 特別徴収継続	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		8 月まで 5 月まで		9 月 1		2. 一括徴収	
受給者番号		87,000 円		22,200 円		3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所 防府市大字△△500番地		異動後の住所 山口市〇〇一丁目1番1号		1. 退職・転職・長勤欠亡その他		2. 死亡・不定期解散	
異動後の住所 山口市〇〇一丁目1番1号				3. 支払少額・その理由			

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号 2 3 4 5 6 7 8 (新規)	法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	新しい勤務先へは、月割額 7,200 円を
所在地 〒753-●●●●	山口市××町3番5号	担当連絡先	9 月分 (翌月10日納入期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ		所属 周防	
氏名又は名称 □□株式会社 山口支店		氏名	
		電話 (083) 921 - ■■■■ 内線 ( )	受給者番号

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			月分 (翌月10日納入期限) で納入します。

- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。
  - ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。
  - ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例 (P10~13)」を御覧ください。
  - ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収してください。一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。
- 【特別徴収納期限】  
◎特別徴収税額の納期限は翌月10日 (土・日・祝日の場合はその翌営業日) です。

※市町村記入欄

### 記入例3 特別徴収継続の場合

◎用紙が不足するときは、本紙のコピーまたは右記アドレスより印刷して御使用ください。【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminzeidownload2.html>】

# ◎ 市民税・県民税特別徴収への変更届出書 記入例

1月1日現在の住所と現住所が異なる場合に記入してください。

納税者の納税通知書に記載されている年税額を記入してください。

納税者が納付済の市・県民税額を記入してください。

年税額(ア)から納付済税額(イ)を差し引いた残額(これから特別徴収される税額)を記入してください。

税額通知書に記載してある7桁の指定番号を記入してください。

## 市民税 特別徴収への変更届出書

◎給与所得者を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与から税額を徴収)へ変更される場合に提出してください。

(宛先) 防府市長		名称 (氏名) <b>△△株式会社</b>		特別徴収義務者 指定番号 <b>1 2 3 4 5 6 7</b>	
令和 6 年 11 月 10 日提出		所在地 (住所) <b>防府市〇〇町7番1号</b>		担当者 所属 <b>総務部 人事課</b>	
給与支払者 (特別徴収義務者)		代表者の 職・氏名 <b>代表取締役 防府 市太郎</b>		氏名 <b>防府 太郎</b>	
		法人番号 <b>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</b>		電話 <b>(0835) 23 ×××× 内線( )</b>	
給与所得者	フリガナ	<b>ヤマグチ ケンコ</b>		年税額 (ア)	納付済税額 (イ)
	氏名	<b>山口 県子</b> (生年月日 T・S・H 35 年 5 月 20 日)		<b>259,700</b>	<b>195,700</b>
	住所	現住所	<b>防府市□□町1番10号</b>	円	円
		1月1日現在	<b>防府市大字△△250番地</b>		差引徴収税額 (ア) - (イ) <b>64,000</b>
変更理由	① 令和6 年 10 月 1 日付 入社のため			普通徴収	特別徴収
	2. その他( )			<b>3</b> 期以降切替希望です。 ※本人に確認のうえ、必ずご記入ください。 ※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	<b>12</b> 月分( 月 日納期限分) から特別徴収します。 ※原則、提出月の翌月以降を指定してください。

該当事項を○で囲んでください。

本人に必ず確認のうえ、特別徴収に切り替え希望の普通徴収の期分を記入してください。※納付済の期分の次の期分です。

納期限に注意して、徴収開始月を記入してください。

◎記載にあたっては、『特別徴収のしおり』(P14)を御覧ください。  
 ◎用紙が不足する場合には、コピーを使用されるか、当市ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードして使用してください。  
 ◎令和6年度分住民税の、特別徴収への切り替えは、令和7年2月末まで随時受付しています。受付期限が過ぎた場合は、特別徴収への切り替えが出来ませんので御注意ください。  
 【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminzeidownload2.html>】  
 ☆ 特別徴収納期限  
 ◎特別徴収税額の納期限は翌月10日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)です。

# ◎ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 記入例

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

税額通知書に記載してある7桁の指定番号を記入してください。

(宛先) 防府市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称(氏名)	株式会社 ホウフ							※処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度						
			所在地(住所)	防府市〇〇町4番1号							特別徴収義務者 指定番号	1	2	3	4	5	6	7		
令和 6 年 9 月 6 日提出			法人番号								所 属	総務部 人事課								
											氏 名	防府 花子								
											電 話	(0835) 24 - ×××× 内線(300)								
事 項	変 更 前										変 更 後									
所 在 地	〒 747-△△△△ 防府市大字××330番地										〒 747-□□□□ 防府市〇〇町4番1号									
送 付 先	〒										〒									
フリガナ	ユウゲンガイシャ ホウフショウジ										カブシキガイシャ ホウフ									
名 称	有限会社 防府商事										株式会社 ホウフ									
電 話 番 号	( ) - 内線										( ) - 内線									
法 人 番 号																				
備 考	本社 所在地及び名称の変更										変更年月日 令和6 年 9 月 1 日									

変更が生じた箇所のみ、変更前・変更後をそれぞれ記入してください。

※「送付先」は所在地と送付先が異なる場合のみ記入してください。

個人事業主の方で屋号を記載する場合は、屋号のあとに給与支払者の氏名も記入してください。

変更内容等について記入してください。

- ◎記載にあたっては、『特別徴収のしおり』(P15)を御覧ください。
  - ◎名称には誤読を避けるため、必ずフリガナをつけてください。
  - ◎年度途中で新規に法人番号を取得された場合も、届出書を御提出ください。
  - ◎備考欄には、変更内容等を記入してください。変更がない事項については記入不要です。
  - ◎用紙が不足する場合は、本紙のコピーまたは下記アドレスより印刷して御使用ください。
- 【防府市ホームページアドレス: <https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminzeidownload2.html>】

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

(宛先) 防府市長  令和 年 月 日提出	給与特別徴収者 「特別徴収者」	所在地													特別徴収義務者 指 定 番 号				
		フリガナ													担 連 当 絡 者 先 所 属 氏 名 電 話				
		氏名又は名称																	
		個人番号 又は法人番号													一個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載				
給与所得者	フリガナ													異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由  1. 退職 2. 転職 3. 休業 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 [ 事由・理由 ]	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法  1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	氏 名																		
	生年月日	T・S・H	年	月	日														
	個人番号																		
	受給者番号																		
	1月1日 現在の住所																		
	異動後の住所																		
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)					(イ) 徴収済額					(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)							
		円				円				円									

1. 特別徴収継続の場合																												
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号													(新規)	法人番号													新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地													担 当 者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話														
	フリガナ																											
	氏名又は名称														内線 ( )													
														受給者番号														

2. 一括徴収の場合																							
理 由 [ ] 右から 番号を 記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定月日	月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円		左記の一括徴収した税額は、 [ ] 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				

- ・退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。
  - ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。
  - ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例(P10~13)」を御覧ください。
  - ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収してください。一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出をお願いします。
- 【特別徴収納期限】  
 ◎特別徴収税額の納期限は翌月10日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)です。

※市町村記入欄

市 民 税

特別徴収への変更届出書

◎給与所得者を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与から税額を徴収)へ変更される場合に提出してください。

(宛先) 防府市長  令和 年 月 日提出	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	名称 (氏名)											特別徴収義務者 指 定 番 号									
		所在地 (住 所)													担 当 者 連 絡 先	所 属						
		代表者の 職・氏名											氏 名									
		法人番号																	電 話	( ) - ( )	内線( )	
給 与 所 得 者	フリガナ											年 税 額 (ア)	納付済税額 (イ)	差引徴収税額 (ア)-(イ)								
	氏 名	(生年月日 T・S・H 年 月 日)																				
	住 現住所																					
	所 1月1日 現 在														円	円	円					
変 更 理 由	1. 年 月 日付 入社のため  2. その他( )											普通徴収				特別徴収						
												<input type="checkbox"/> 期以降切替希望です。 <small>※本人に確認のうえ、必ずご記入ください。 ※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。</small>				<input type="checkbox"/> 月分( 月 日納期限分) から特別徴収します。 <small>※原則、提出月の翌月以降を指定してください。</small>						

◎記載にあたっては、『特別徴収のしおり』(P14)を御覧ください。

◎用紙が不足する場合には、コピーを使用されるか、当市ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードして使用してください。

◎令和6年度分住民税の、特別徴収への切り替えは、令和7年2月末まで随時受付しています。受付期限が過ぎた場合は、特別徴収への切り替えが出来ませんので御注意ください。

【防府市ホームページアドレス…<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminzeidownload2.html>】

☆ 特別徴収納期限

◎特別徴収税額の納期限は翌月10日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)です。

切り取り線

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先) 防府市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	※処理欄				1 現年度 2 新年度 3 両年度					
			所在地 (住所)	特別徴収義務者 指 定 番 号									
令和	年	月	日	提出				所 属		氏 名			
法人番号				電 話				( ) —		内線( )			
事 項	変 更 前						変 更 後						
所 在 地	〒						〒						
送 付 先	〒						〒						
フリガナ													
名 称													
電 話 番 号	( ) — 内線						( ) — 内線						
法 人 番 号													
備 考							変更年月日 年 月 日						

◎記載にあたっては、『特別徴収のしおり』(P15)を御覧ください。

◎名称には誤読を避けるため、必ずフリガナをつけてください。

◎年度途中で新規に法人番号を取得された場合も、届出書を御提出ください。

◎備考欄には、変更内容等を記入してください。変更がない事項については記入不要です。

◎用紙が不足する場合は、本紙のコピーまたは下記アドレスより印刷して御使用ください。

【防府市ホームページアドレス:<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/10/juuminnzeidownload2.html>】

切り取り線